

神山町農業委員会

議 事 録

令和7年7月31日開催

神 山 町 農 業 委 員 会 議 事 録

令和7年7月31日神山町農業委員会を
神山町役場すだち（201）において開催

・出席農業委員は次のとおり（13人）

1 番	河 口	正 紀	2 番	鳥 庭	純 子	3 番	原 田	健 義
4 番	森 本	守	5 番	岡 本	悦 男	6 番	松 原	和 久
7 番	相 原	利 章	8 番	藤 森	正 三	9 番	高 橋	正 和
10 番	鍛	喜 文	11 番	山 本	實 義	12 番	加 藤	宏 行
13 番	河 野	宏 吉						

・出席農地利用最適化推進委員は次のとおり（5人）

広野地区 佐藤 重樹 阿川地区 阿部 純孝
鬼籠野地区 河野 一弥 神領地区 小川 利文
下分、左右内、上分地区 栗飯原 俊幸

・欠席農地利用最適化推進委員は次のとおり（1人）

下分、左右内、上分地区 竹内 利夫

・出席した職員は次のとおり（2人）

事務局長 滝上 博文 事務局主任 樫本 憲司

1. 開会

局長「定刻が参りましたので、農業委員会を開会していただきたいと思います。」

本日は、全員の委員さんに出席いただいておりますので総会が成立しておりますことをご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員の竹内委員さんより欠席の連絡がありました。

なお、本日は河野町長、竹内副町長ともに公務のため、欠席との連絡がありましたのでご報告させていただきます。

それでは、開会宣言を会長お願いします。」

2. 開会宣言 （午後1時55分）

会長「ただいまから、神山町農業委員会を開会いたします。」

局長「はじめに、河野会長よりご挨拶を申し上げます。」

（河野会長挨拶）

局長「ありがとうございました。議長選出でございますが、農業委員会会議規則第5条により、河野会長に議長を務めて頂き、議事の進行をお願いいたします。」

3. 議事日程報告

議長「本日の会議の議事日程は、お配りしてあります議案書のとおりでございます。」

- 日程第1 議事録署名委員の指名について
日程第2 議案第12号 非農地証明願について
日程第3 議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第4 議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第5 議案第15号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の
規定による農用地利用集積等促進計画の意見聴取について

議長「それでは只今より議事に入らせていただきます。」

4. 議事録署名者指名

議長「日程第1 議事録署名委員の指名について、神山町農業委員会会議規則第18条により議事録署名者を指名いたします。1番河口委員さん、2番鳥庭委員さんをお願いいたします。なお、会議書記には事務局の榎本主任を指名いたします。」

5. 議案第12号について

議長「日程第2 議案第12号 非農地証明願についてを議題とします。事務局より議案の朗読、説明をいたします。」

局長「議案書の3ページをお願いします。」

(議案朗読)

局長「それでは、受付番号7番についてご説明をいたします。

本件は申請者の●●●●さんから、農地が●●となっている●筆について相談があり、非農地証明願での申請となっております。

5ページ、6ページに申請地の謄本を添付しております。内容は特に問題ございません。

申請地の場所についてですが、7ページに位置図、8ページ、9ページに公図を添付しております。

申請地は●●●●●で、●●さん宅の●●側と●に●●●●●の所に位置しております。10ページ、11ページに現況写真を添付しております。

12ページ、13ページには非農地化を裏付ける資料として、平成16年5月25日に撮影された空中写真を添付しており、平成16年5月以前より●●となっていることがわかりますので、申請地が20年以上非農地化していることが確認できます。

受付番号7番の説明は以上でございます。」

議長「ただいまの説明に関連して、受付番号7番の担当委員の6番松原委員さんから現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。」

松原委員「7月28日に事務局の榎本さんと申請者の方から委任を受けた行政書士と現地を確認してまいりました。現地はすでに●●●しており、農地への復旧は困難であると思われます。よろしく願いいたします。」

議長「ありがとうございました。続いて受付番号8番について事務局から説明いたします。」

局長「それでは、受付番号8番についてご説明をいたします。

本件は申請者の●●●●●さんから、農地が●●となっている●筆について相談があ

り、非農地証明願での申請となっております。

14ページから19ページに申請地の謄本を添付しております。内容は特に問題ございません。

申請地の場所についてですが、20ページ、21ページに位置図、22ページ、23ページには公図を添付しております。申請地は、●●●●●で、●●さん宅の●●側に●筆、●●●●●で、●●さん宅の●●側●●●●●の所に●筆が位置しております。

24ページから26ページに現況写真を添付しております。27ページから30ページには非農地化を裏付ける資料として、平成16年5月25日に撮影された空中写真を添付しており、平成16年5月以前より申請地が●●となっていることがわかりますので、申請地が20年以上非農地化していることが確認できます。

受付番号8番の説明は以上でございます。」

議長「ただいまの説明に関連して、受付番号8番の担当委員の5番岡本委員さんと6番松原委員さんから、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。5番岡本委員さんからお願いいたします。」

岡本委員「28日に事務局の樫本さんと行政書士の方と3名で現地の確認をしてまいりました。●●●●●●●●●●なっておりまして特に問題はないと思います。よろしくお願いいたします。」

議長「ありがとうございました。続いて6番松原委員さん、お願いいたします。」

松原委員「7月28日に事務局の樫本さんと申請者の方から委任を受けた行政書士と現地を確認いたしました。現地はすでに●●●しており、農地への復旧は困難であります。よろしくお願いいたします。」

議長「ありがとうございました。続いて受付番号9番について事務局から説明いたします。」

局長「それでは、受付番号9番について説明をいたします。

本件は申請者の●●●●●さんから、農地が●●となっている●筆について相談があり、非農地証明願での申請となっております。

31ページに申請地の謄本を添付しております。内容は特に問題ございません。

申請地の場所についてですが、32ページに位置図、33ページに公図を添付しております。申請地は●●●●●で、●●神社の●●側に位置しております。

34ページに現況写真を添付しております。35ページ、36ページには非農地化を裏付ける資料として、昭和60年1月21日付神山町に備え付けの空中写真を添付しており、昭和60年1月以前より申請地が既に●●となっていることがわかりますので、申請地が20年以上非農地化していることが確認できます。

受付番号9番の説明は以上でございます。」

議長「ただいまの説明に関連して、受付番号9番の担当委員の1番河口委員さんから、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。」

河口委員「現地は近く含め全て●●となっており、非農地とすることが妥当と思います。」

議長「ありがとうございました。ただいま議案第12号 受付番号7番から9番について説明、意見をいただきました。ご質疑ございませんか。」

(質疑なしの声)

議長「質疑ございませんので、議案第１２号 非農地証明願による許可申請について受付番号７番から９番は原案どおり決するに異議ございませんか。」

(異議なしの声)

議長「異議がございませんので、議案第１２号 非農地証明願による許可申請について受付番号７番から９番は原案のとおり決しました。」

６．議案第１３号について

議長「日程第３ 議案第１３号 農地法第３条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より議案の朗読、説明をいたします。」

局長「議案書の３７ページをお願いします。」

(議案朗読)

局長「それでは、受付番号１５番についてご説明をいたします。

譲受人の●●●●さんが譲渡人の●●●●さんから畑を●筆購入する案件でございます。

３９ページ、４０ページに申請地の謄本を添付しております。

申請地の場所についてですが、４１ページに位置図、４２ページに公図を添付しております。申請地は●●●●●で譲受人の●●●●さん宅の●側に位置しております。４３ページから４６ページに現況写真を添付しております。

４７ページをご覧ください。譲受人 ●●さんの土地利用計画書について、内容を説明させていただきます。構成員は●人で、●人が農作業に常時従事する予定でございます。経営面積は畑●●●●●㎡でございます。営農計画の概要等についてですが、取得した農地では、自家消費用の●●及び●を栽培する計画としております。以下の項目については記載のとおりでございます。

４８ページをご覧ください。●●さんの経営状況を農地法第３条の規定による許可申請書の添付書類に基づき説明をいたします。農地法第３条第２項関係の中の、全部効率利用要件についてですが、現在、●●さんの所有農地は畑●●●●●㎡で、借入地はございません。

４９ページをご覧ください。作付予定作物、作物別の面積についてですが、申請地取得後は、●●及び●を記載の面積のとおり栽培する予定でございます。農機具の所有状況は、●●●●●、●●●、●●●●●を各●台、●●●及び●●●を各●台所有しております。

５０ページをご覧ください。農作業常時従事要件についてですが、世帯の年間従事日数は●●さんが６０日、●の●●さんが１００日で、世帯等で耕作に必要な日数１５０日を満たしておりますので問題はないと思われれます。以上により農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

５２ページには譲受人 ●●さんの住民票を添付しております。

受付番号１５番の説明は以上でございます。」

議長「ただいまの説明に関連して、受付番号１５番の担当委員の１番河口委員さんから、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。」

河川委員「現地は譲受人の住所に隣接する農地であり、現に所有する農地も適切に管理されていることから特に問題はないと考えます。」

議長「ありがとうございました。続いて受付番号１６番について事務局から説明をお願いいたします。」

局長「それでは、受付番号１６番についてご説明をいたします。

譲受人の●●●●さんが譲渡人の●●●●さんから畑を●筆譲り受ける案件でございます。

５３ページから６３ページに申請地の謄本を添付しております。

申請地の場所についてですが、６４ページに位置図、６５ページ、６６ページに公図を添付しております。申請地は●●●●●で●●さん宅の周辺に位置しております。６７ページから７２ページに現況写真を添付しております。

７３ページをご覧ください。譲受人 ●●さんの土地利用計画書について、内容を説明させていただきます。構成員は●人で、●人が農作業に常時従事する予定でございます。経営面積はございません。営農計画の概要等についてですが、取得した農地では、●●及び●●を栽培し、自家消費分を除く全量を販売する予定でございます。以下の項目については記載のとおりでございます。

７４ページをご覧ください。●●さんの経営状況を農地法第３条の規定による許可申請書の添付書類に基づき説明をいたします。農地法第３条第２項関係の中の、全部効率利用要件についてですが、現在、●●さんの所有農地及び借入地はございません。

７５ページをご覧ください。作付予定作物についてですが、申請地取得後は、●●●●●、●●●●等の各種●●●●●及び●、●●●●等を記載の面積のとおり栽培する予定でございます。農機具の所有状況ですが、現在は所有しておらず、申請地取得後、神山町内に居住する両親が所有する農機具をリース利用する予定でございます。

７６ページをご覧ください。農作業常時従事要件についてですが、世帯の年間従事日数は譲受人の●●さんが１５０日で、世帯等で耕作に必要な日数１５０日を満たしております。また、譲受人 ●●さんの住所は●●●●●となっておりますが、神山町内に両親が居住する実家があり、実家も拠点としつつ申請地にて農業を行う予定であるため、農作業の従事に問題はないと思われます。以上により農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

７８ページには譲受人 ●●さんの住民票を添付しております。

受付番号１６番の説明は以上でございます。」

議長「ただいまの説明に関連して、受付番号１６番の担当委員の６番松原委員さんから、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。」

松原委員「７月２８日に榎本さんと申請者の方から委任を受けた行政書士さんと私で現地を確認しました。場所は、●●さんの実家である●●さん宅の周辺です。どの園地も管理されておりましたので、特に問題はないと思います。よろしく願います。」

議長「ありがとうございました。続いて受付番号１７番について事務局から説明をお願いいたします。」

局長「それでは、受付番号１７番について説明をいたします。

譲受人の●●●●●さんが、譲渡人の●●●●●さんから畑を●筆購入する案件でございます。

７９ページに申請地の謄本を添付しております。

申請地の場所についてですが、８０ページに位置図、８１ページに公図を添付して

おります。申請地は●●●●●で●●さん宅の●●側に位置しております。８２ページに現況写真を添付しております。

８３ページをご覧ください。譲受人 ●●さんの土地利用計画書について、内容を説明させていただきます。構成員は●人で、●人が農作業に常時従事する予定でございます。経営面積は田●●●●●㎡、畑●●●●●㎡、合計●●●●●㎡でございます。営農計画の概要等についてですが、取得した農地では、自家消費用の●●を栽培する計画としております。以下の項目については記載のとおりでございます。

８４ページをご覧ください。●●さんの経営状況を農地法第３条の規定による許可申請書の添付書類に基づき説明をいたします。農地法第３条第２項関係の中の、全部効率利用要件についてですが、現在、●●さんの所有農地は畑●●●●●㎡で、借入地は田●●●●●㎡でございます。

８５ページをご覧ください。作付予定作物についてですが、申請地取得後は、●、●●及び●●を記載の面積のとおり栽培する予定でございます。農機具の所有状況ですが、●●●を●台、●●●を●台所有しております。

８６ページをご覧ください。農作業常時従事要件についてですが、世帯の年間従事日数は譲受人の●●さんが１００日、●の●●さんが１００日で、世帯等で耕作に必要な日数１５０日を満たしておりますので問題はないと思われます。以上により農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

８８ページには譲受人 ●●さんの住民票を添付しております。

受付番号１７番の説明は以上でございます。」

議長「ただいまの説明に関連して、受付番号１７番の担当委員の１０番鍛委員さんから、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。」

鍛委員「７月２８日に事務局の樫本さんと●●さんと現地確認に行って参りました。現場は、●●●で建築中の●●●●●●●●●●の入り口辺りになります。現地は障害となるものは何もありませんので、問題ないと思いますのでよろしくお願いいたします。」

議長「ありがとうございました。ただいま議案第１３号 受付番号１５番から１７番について、説明、意見をいただきました。ご質疑はございませんか。」

（質疑なしの声）

議長「質疑ございませんので、議案第１３号 農地法第３条の規定による許可申請についての受付番号１５番から１７番は原案どおり決するに異議ございませんか。」

（異議なしの声）

議長「異議ございませんので、議案第１３号 農地法第３条の規定による許可申請についての受付番号１５番から１７番は原案のとおり決しました。」

７．議案第１４号について

議長「日程第４ 議案第１４号 農地法第５条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より議案の朗読、説明をいたします。」

局長「議案書の８９ページをお願いします。」

(議案朗読)

局長「それでは、受付番号４番についてご説明をいたします。

本件は、譲受人の●●●●さんが、譲渡人の●●●●さんの畑●筆を●●に転用する案件でございます。

９０ページ、９１ページに申請地の謄本を添付しております。所有者等特に問題ございません。

申請地の場所についてですが、９２ページに位置図、９３ページに公図を添付しております。申請地は●●●●●で、●●●●●●●●●●●●●●●●●●の敷地内に位置しております。

９４ページから９７ページに現況写真を添付しております。

９８ページをご覧ください。●●さんの事業計画書について、内容を説明させていただきます。

申請地を選んだ理由ですが、申請地と併せて●番●を建物敷地、駐車場、庭として一体で利用するため、石積、フェンス、植囲い等を施工しており、利用上不可分の関係となっているためでございます。

転用計画の概要についてですが、先ほどご説明しましたとおり、あわせて利用する●番●と●●として一体利用しておりますので、現状の利用を継続する計画となっております。

また、●●さんが申請地でおこなう●●●●●についてですが、●●さんの住所地は●●●●●となっておりますが、施設の運営は神山町内に居住する両親がおこなっておりますため、事業の継続性も問題ないと考えます。

９９ページには土地利用計画図を添付しております。

１００ページをご覧ください。被害防除計画書について、内容を説明させていただきます。申請地に隣接する●●側に農地がございますが、既に施工、設置されているフェンス等により物品などの入り込みや転落は防止され、雑排水及び雨水についても敷地北側の排水路に誘導する計画でございます。

１０１ページ、１０２ページに申請地と一体で利用する●番●の謄本、１０３ページに建物の各階平面図を添付しております。

１０４ページをご覧ください。申請地については、すでに●番●と一体で●●として利用していますので、●●さんより始末書が提出されております。

受付番号４番の説明は以上でございます。」

議長「ただいまの説明に関連して、受付番号４番の担当委員の１０番鍛委員から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。」

鍛委員「７月２８日に事務局の樫本さんと●●さん、それと土地家屋調査士の方と私で現地確認を行いました。場所は●●●●●側から●●●●●に抜ける町道の入口の辺りです。土地の形状がややこしいですが、始末書に書いてあるとおりになっていましたので特に問題はないと思いますので、よろしくお願いします。」

議長「ありがとうございました。ただいま受付番号４番について、説明、意見をいただきました。ご質疑はございませんか。」

(質疑なしの声)

議長「質疑ございませんので、議案第１４号 農地法第５条の規定による許可申請についての受付番号４番は原案どおり決するに異議ございませんか。」

(異議なしの声)

議長「異議ございませんので、議案第１４号 農地法第５条の規定による許可申請についての受付番号４番は原案のとおり承認相当とし、県知事に送付いたします。」

８．議案第１５号について

議長「日程第５ 議案第１５号 農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画の意見聴取についてを議題とします。事務局より議案の朗読、説明をお願いします。」

局長「議案書の１０５ページをお願いします。」

（議案朗読）

議長「議案第１５号について、ご意見ございませんか。」

（質疑なしの声）

議長「意見がございませんので、議案第１５号について原案どおり決するに異議ございませんか。」

（異議なしの声）

議長「異議がございませんので議案第１５号 農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画の意見聴取については原案どおり決定し、町長に回答することに決しました。」

会長「以上をもちまして、本日の議題を全部終了いたしましたので閉会いたします。」

（閉会時刻 午後２時２９分）

この議事録は、事務局長をして調整せしめたもので、会議の内容に相違なきことを証するため署名する。

神山町農業委員会

会 長

１ 番 委 員

２ 番 委 員